

# 最近の年金関連トピックス (厚年基金、公的年金等)

---

平成25年10月



# 目次

---

1. 厚生年金保険法等改正法	
1-1. 厚生年金保険法等改正法内容	… 3
1-2. 解散関連の改正通知・事務連絡発出	…16
2. 社会保障国民会議	
2-1. 社会保障国民会議の最終報告書案	…19
2-2. 社会保障プログラム法案を閣議決定	…20
3. 平成24年度の厚年本体利回り(確定値)	…22
4. 平成24年度決算の積立状況等	
4-1. 平成24年度決算の積立状況	…25
4-2. 継続基準	…26
4-3. 非継続基準	…28
4-4. 成熟度に関する指標	…31
4-5. その他の各指標	…33
5. 企業年金部会の設置	…37
6. 上場企業の退職給付会計数値の集計結果	…39
7. 平成25年7月～平成25年9月の年金ニュース	…43
8. 本資料関連の平成25年7月～平成25年9月の年金メールマガジン	…45

※ 平成25年7月～平成25年9月の三菱UFJ年金ニュース・MUTB年金メールマガジンを基に、項目別に編集致しました。

# 1. 厚生年金保険法等改正法

---



# 1-1. 厚生年金保険法等改正法内容

- 厚生年金基金制度の見直し等が盛り込まれた厚生年金保険法等改正法<sup>※</sup>が6月26日に公布されている。
- 見直し内容の詳細は、今後、公布・発出される政省令・通知等で明らかになる。

※ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

## 主な行政あて確認項目と内容

### ① 今後のスケジュール等について

照会・確認項目	内容
法改正に伴う政省令等に係る意見募集の手続はいつ頃行われるのか。	11月
法改正に伴い、財政運営基準の抜本的な見直しが想定されるが、早急に改正後の財政運営基準を示していただきたい。	なるべく早くお示しできるようにしたい。基本的な考え方としては、従来の財政運営基準を踏襲しつつ、5年後も存続する基金については代行資産保全の観点からの一定の基準を満たすよう掛金の引上げ等の対応を求めていくこととなる。
政省令の概要提示時期	9月30日

# 1-1. 厚生年金保険法等改正法内容

## ② 清算型基金の適用等について

照会・確認項目	内容
「政令で定める率」によって、清算型基金に指定される基金の数が大きく変動することが考えられるため、「政令で定める率」については早期に示していただきたい。	0.8
清算型基金の規約変更要否	清算型基金に指定された場合、指定日以降は「代行部分の将来返上」、「上乗せ部分の支給停止」が必要となるが、法律事項のため規約変更は必須ではない。ただし、速やかに規約を変更して、事業主・加入員および受給権者に周知することが望ましい。
特例解散申請時の上乗せ支給の停止	①加算掛金徴収の停止 ⇒掛金徴収を必ず停止しなければならないわけではない(あくまで支給停止であり、給付廃止ではない) ②規約変更⇒必要
分割納付時の納付計画の変更申請手続き	代行割れ基金が特例解散(分割納付特例適用)申請時に、設立事業所が10年以上の納付猶予を希望する場合には、当初の10年以内の納付計画の承認申請と同時に納付計画の変更を申請することが可能 ⇒その場合、以下書類の添付が必要 ① 10年以内で納付することができないやむを得ない理由 ② ①の根拠となる書類 ③ 猶予期間15年(認定基金の場合は30年)以内の納付計画 (注) 特例解散の承認・認定、納付計画の変更承認等については第三者委員会の意見を聴いたうえで実施される
清算型基金の指定時期	改正法施行日が平成26年4月1日となった場合、平成25年度財政決算基準から平成29年度財政決算基準までの間で指定される <b>【弊社見解】</b> 最速で平成26年9月以降(平成25年度財政決算が確定)に指定されると考えられる

# 1-1. 厚生年金保険法等改正法内容

照会・確認項目	内容
<p>清算未了特定基金の納付期間の30年までの延長</p>	<p>清算未了特例基金の事業所は「業務の運営について著しい努力」等の要件を満たすことなく、納付計画の最長30年までの延長を申請することが可能。</p>
<p>「政令で定める要件」(事業の継続が著しく困難とみなされる、業務の運営に相当の努力をしたもの)について、明確に定めていただきたい。</p>	<p>〔事業の継続が著しく困難〕            ①～③のいずれかに該当した場合            ①指定の前年度において「給付費等＞掛金等収入」            ②指定日までに「代行保険料率＞免除保険料率」となったことがある            ③受給者数＋待期者数≥加入員数</p> <p>〔業務の運営に相当な努力〕            ①②の全てに該当した場合            ①適切な掛金を設定…指定前2年間に( i ) ( ii )のいずれかを満たす            ( i )財政運営基準に則った掛金を設定            ( ii ) <math display="block">\frac{\text{掛金総額}}{\text{給与(報酬+賞与)総額}} \times \frac{1.4}{1+\text{基金プラスアルファ}} &gt; \frac{\text{免除保険料総額}}{\text{給与総額}} + 2.6\%</math></p> <p>②給付抑制措置…例えば( i )～(iii)のいずれかを満たす            ( i )給付水準引下げ            ( ii )加算型基金の選択一時金の停止            ( iii)代行型基金の代行部分支給停止措置のプラスアルファ部分への適用</p>
<p>清算型基金指定に係る「社会保障審議会の意見」は開示されるとの理解で良いか。</p>	<p>基本的に議事録を公表するが、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができることとする予定。</p>
<p>清算型基金に指定された場合、清算計画の承認を受けることになるため、解散認可申請の手続きは不要と考えて良いか。</p>	<p>良い。</p>
<p>「改正前厚生年金保険法第145条第1項の規定にかかわらず」と規定されているため、通知「厚生年金基金の解散及び移行認可について」は適用されず、同通知第2-2に規定されている「事業主の同意」「加入員の同意」「受給者への説明」「労働組合の同意」は不要、という理解で良いか。</p>	<p>良い。</p>

# 1-1. 厚生年金保険法等改正法内容

## ③ 存続要件等について

照会・確認項目	内容
<p>施行日から5年を経過した日以後において、基金が存続するためには、毎年度決算において附則第33条第1項各号のいずれかを満たす必要があるが、単年度で附則第33条第1項各号のいずれも満たさない場合であっても、過去の一定期間の積立水準も勘案したうえで解散を命じるなど、政省令等で何らかの措置を検討いただきたい。</p>	<p>解散命令の対象基準は、附則第33条において法律上明記されており、この基準を政省令で広げることは法律違反であり不可能である。</p>
<p>現行の財政運営基準では、責任準備金および最低積立基準額を積立目標とし、それらを上回る水準を目指す掛金設定は認められていない。このような基準では一時的または恒常的に附則第33条第1項の基準をやむを得ず満たさないことが起こりうる。従って、基金の存続を安定的なものにするためには、附則第33条第1項各号に定める基準を上回る水準を最終的な積立目標とするような財政運営基準に改めるべきではないか。</p>	<p>税制上の関係で、特別掛金については3年という期間を設けているが、非継続基準までは一括で拠出できることや、当年度不足金に対する特例掛金による措置を行うことにより、最低積立基準額の1.5倍までは積み立てられるため、これらで対応できるのではないか。</p>
<p>施行日後5年以降も存続する基金に係る平成25年度財政運営の取扱い</p>	<p>施行日後5年以降も存続する基金に係る財政運営について、平成25年度の基準は以下の通り</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最低責任準備金×1.00</li> <li>・最低積立基準額×0.94</li> </ul>
<p>施行日後5年以降の事業年度の末日において、存続厚生年金基金における年金給付等積立金の額が法附則第33条第1項各号に定める基準を下回ることが判明した場合、必ず解散命令が発動されてしまうのか。</p>	<p>最低積立基準額×1.00または最低責任準備金×1.50のいずれか低い額までの不足額を翌年度末まで(=1年以内)に拠出すれば、存続することができる。</p>
<p>給付減額時のプラスアルファ水準の下限引上げ</p>	<p>平成26年10月1日から適用(以下を除いて、下限3割に引上げ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・解散計画又は代行返上計画を提出した基金             <ul style="list-style-type: none"> <li>: 1割のまま</li> </ul> </li> <li>・平成26年10月1日時点で3割未満の基金             <ul style="list-style-type: none"> <li>: 平成26年10月1日時点の水準</li> </ul> </li> </ul> <p>⇒存続志向基金(=解散計画又は代行返上計画の未提出基金)は、平成26年10月1日以降にプラスアルファ水準が3割を下回る減額は実施できない</p>

# 1-1. 厚生年金保険法等改正法内容

照会・確認項目	内容
モニタリング強化	<p>以下のモニタリング強化を実施</p> <p>①継続的な財政診断の変更 (平成31年4月1日以降) 四半期毎に実施している財政診断について、年1回程度、業務委託先に所属しない年金数理人に行わせる。</p> <p>②業務報告書の追加【その1】 (平成26年4月1日以降) 提出日の属する月の4～6ヶ月前の月末時点における最低責任準備金と純資産額を報告 (例)平成26年第1四半期の場合 (平成26年7月15日提出期限) ⇒平成26年1月末、2月末、3月末の各時点の値を報告</p> <p>③業務報告書の追加【その2】 (平成31年4月1日以降) 四半期ごとに母体企業の経営状況に関する事項を厚生労働大臣に報告</p>
改正法施行5年後以降の存続基金に対する解散命令	解散命令を受けた時点で解散となり、解散命令後の代行返上は不可



# 1-1. 厚生年金保険法等改正法内容

## ④ 最低責任準備金について

照会・確認項目	内容
最低責任準備金の期ズレ解消は、財政決算・財政計算・解散それぞれについて、いつから適用されるのか。	① 決算については平成25年度決算。 ② 財政計算については検討中。 ③ 解散については施行日以降に認可されたもの。
最低責任準備金の代行給付費にかかる0.875の見直しは、財政決算・財政計算・解散それぞれについて、いつから適用されるのか。	① 決算については平成25年度決算。 ② 財政計算については検討中。 ③ 解散については施行日以降に認可されたもの。
① 最低責任準備金の代行給付費にかかる0.875の見直しに伴い、政府負担金の算定時の係数0.875についても見直しが行われるのか。 ② ①がYesの場合であっても、係数の変更が遡及適用され、過年度分の政府負担金の過不足の清算が発生することはないとの理解で良いか。	① 昭和60年改正法附則第84条第4項の規定により政府負担金を計算する場合の係数0.875については見直しを行わず、最低責任準備金の算定時に調整を行うことを検討している。 ② そのとおり。
最低責任準備金の前納(1)	① 前納額の上限額 ⇒ 上限額 = 最低責任準備金 - 必要給付額 ※ 具体的な基準は政令で規定 ② 前納額の確定方法 ⇒ 上限額の範囲内で基金規約で定める額 ③ 前納の効果 ⇒ 最低責任準備金算定上、前納時点で移換金等と同様の支出項目として扱われる。
最低責任準備金の前納(2)	複数回行うことが可能
最低責任準備金の算定方法の選択時期	改正法施行後5年以内に代行返上・解散する場合の最低責任準備金の算定方法(8通り)については、原則として解散認可申請時点までに各基金が決定する。

# 1-1. 厚生年金保険法等改正法内容

照会・確認項目	内容																																													
<p>最低責任準備金の精緻化(1)</p>	<p>改正法施行後の最低責任準備金の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>精緻化後</li> </ul> <table border="1" data-bbox="462 378 1379 542"> <thead> <tr> <th></th> <th>7号方式</th> <th>みなし7号方式</th> <th>8号方式 (年齢階級3区分係数)</th> <th>8号方式 (係数0.875)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期ずれあり</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>期ずれなし</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>解散・代行返上(改正法施行後5年間)</li> </ul> <table border="1" data-bbox="462 595 1379 759"> <thead> <tr> <th></th> <th>7号方式</th> <th>みなし7号方式</th> <th>8号方式 (年齢階級3区分係数)</th> <th>8号方式 (係数0.875)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期ずれあり</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>期ずれなし</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>⇒解散・代行返上申請時に8通りから選択可能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>解散・代行返上(改正法施行後5年以降)</li> </ul> <table border="1" data-bbox="462 848 1379 1012"> <thead> <tr> <th></th> <th>7号方式</th> <th>みなし7号方式</th> <th>8号方式 (年齢階級3区分係数)</th> <th>8号方式 (係数0.875)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期ずれあり</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>期ずれなし</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		7号方式	みなし7号方式	8号方式 (年齢階級3区分係数)	8号方式 (係数0.875)	期ずれあり	—	—	—	—	期ずれなし	○	○	○	—		7号方式	みなし7号方式	8号方式 (年齢階級3区分係数)	8号方式 (係数0.875)	期ずれあり	○	○	○	○	期ずれなし	○	○	○	○		7号方式	みなし7号方式	8号方式 (年齢階級3区分係数)	8号方式 (係数0.875)	期ずれあり	—	—	—	—	期ずれなし	○	○	○	—
	7号方式	みなし7号方式	8号方式 (年齢階級3区分係数)	8号方式 (係数0.875)																																										
期ずれあり	—	—	—	—																																										
期ずれなし	○	○	○	—																																										
	7号方式	みなし7号方式	8号方式 (年齢階級3区分係数)	8号方式 (係数0.875)																																										
期ずれあり	○	○	○	○																																										
期ずれなし	○	○	○	○																																										
	7号方式	みなし7号方式	8号方式 (年齢階級3区分係数)	8号方式 (係数0.875)																																										
期ずれあり	—	—	—	—																																										
期ずれなし	○	○	○	—																																										
<p>最低責任準備金の精緻化(2)</p>	<p>・代行給付費の計算方法は前項目の「精緻化」に記載のいずれかの方法を継続使用する必要があり、各月ごとに選択することは不可。</p> <p>ただし、簡便的な方法から、より精緻な方法への変更は可能。</p> <p>・また、8号方式(年齢階級3区分係数を使用)は平成17年4月まで、7号方式(およびみなし7号方式)は平成11年10月まで遡及して計算可能。</p>																																													
<p>最低責任準備金の精緻化(3)</p>	<p>代行給付費の計算方法のうち、7号方式を適用するためには実務的に可能とする環境整備が必要だが、行政サイドでは環境整備を行う予定はない。</p> <p><b>【弊社見解】</b> 7号方式の適用は、現行環境では難しく、今後とも実質的には選択肢から除かれることになるとと思われる。</p>																																													
<p>解散・代行返上時の最低責任準備金の算定方法</p>	<p>解散(通常・特例)・代行返上時の最低責任準備金の算定方法は基本的には認可申請時までには決める必要があるが、申請後に変更が必要な場合は相談に応じる。</p>																																													

# 1-1. 厚生年金保険法等改正法内容

## ⑤ 他制度への移行等について

照会・確認項目	内容
DBへの制度移行に伴う残余財産移換	現物での移換可能(流動性の低い運用資産など)
代行返上と基金解散の同時実施	同日付で以下の内容を実施することは可能。 ・一部の事業所は事業所単位の権利義務移転でDBを設立 ・残りの事業所は厚生年金基金を解散
残余財産の新制度への持込み時の同意取得	・事業所ごとにDBおよびDCへ持込む場合、個々の加入員の同意は不要 ・受給権者については、個々に同意した者についてDBへ持込むことが可能
新制度への持込み額	事業所が実施するDBおよびDCへは残余財産を移換することは可能だが、選択一時金を移換することは法律上の規定がないことから、改めて否定された。
<p>存続厚生年金基金から移行したDB(※)の掛金算定の特例</p> <p>(※)以下のいずれの場合にも適用可</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代行返上してDBに移行</li> <li>・解散後に残余財産を事業所毎に既存または新設DBに移換する場合</li> <li>・解散後に新設DBを実施する場合</li> </ul>	<p>① 特別掛金の予定償却期間 移行部分の過去勤務債務については、最長30年償却が可能 (通常は最長:20年)</p> <p>② 特別掛金の償却割合(「定率償却」を適用する場合) 下限償却割合を、 「10%+年数(平成26年4月～残余財産交付等まで:端数切捨)×0.5%」 とすることが可能 (通常は下限償却割合:15%)</p> <p>③ 許容繰越不足金(標準掛金額の予想額の現価をもとに計算する場合) 「30年-(平成26年4月～残余財産交付等まで:端数切捨)年」 分の標準掛金額をもとに計算することが可能 (通常は20年分)</p>

# 1-1. 厚生年金保険法等改正法内容

照会・確認項目	内容																						
<p>存続厚生年金基金から移行したDB※が非継続基準に抵触した場合の掛金算定の特例</p> <p>(※)以下のいずれの場合にも適用可</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代行返上してDBに移行</li> <li>・解散後に残余財産を事業所毎に既存または新設DBに移換する場合</li> <li>・解散後に新設DBを実施する場合</li> </ul>	<p>① 積立比率による掛金設定をする場合 積立不足の償却額の下限を段階的に緩和(下図ご参照)</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">積立比率(純資産額/最低積立基準額)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 15%;">H26年度</th> <th style="width: 15%;">H27年度</th> <th style="width: 15%;">H28年度</th> <th style="width: 15%;">...</th> <th style="width: 15%;">H36年度※2~</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">積立不足</td> <td>1.0※1</td> <td><math>\times \frac{1}{25}</math></td> <td><math>\times \frac{1}{24}</math></td> <td><math>\times \frac{1}{23}</math></td> <td><math>\times \frac{1}{15}</math></td> </tr> <tr> <td>0.9</td> <td><math>\times \frac{1}{20}</math></td> <td><math>\times \frac{1}{19}</math></td> <td><math>\times \frac{1}{18}</math></td> <td><math>\times \frac{1}{10}</math></td> </tr> <tr> <td>0.8</td> <td><math>\times \frac{1}{15}</math></td> <td><math>\times \frac{1}{14}</math></td> <td><math>\times \frac{1}{13}</math></td> <td><math>\times \frac{1}{5}</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 H25.3.31~H26.3.30決算基準日:0.92、H26.3.31~H27.3.30決算基準日:0.94、H27.3.31~H28.3.30決算基準日:0.96、H28.3.31~H29.3.30決算基準日:0.98、H29.3.31以降決算基準日:1.0 ※2 財政検証の基準日。一般的な年度なのかDBの決算年度なのかは不詳</p> </div> <p>⇒平成36年度以降決算基準日における掛金算定においては、現行係数と同様になる。</p> <p>② 積立水準の回復計画による掛金設定をする場合 以下の決算基準日に応じた年数で計画を作成することが可能(現行7年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成34年3月30日までの決算:10年</li> <li>・平成34年3月31日から平成35年3月30日までの決算:9年</li> <li>・平成35年3月31日から平成36年3月30日までの決算:8年</li> <li>・平成36年3月31日からの決算:7年</li> </ul> <p>(注)回復計画による掛金設定は平成30年3月30日までの経過措置とされていたが、当分の間使用できる措置に変更された。</p>		H26年度	H27年度	H28年度	...	H36年度※2~	積立不足	1.0※1	$\times \frac{1}{25}$	$\times \frac{1}{24}$	$\times \frac{1}{23}$	$\times \frac{1}{15}$	0.9	$\times \frac{1}{20}$	$\times \frac{1}{19}$	$\times \frac{1}{18}$	$\times \frac{1}{10}$	0.8	$\times \frac{1}{15}$	$\times \frac{1}{14}$	$\times \frac{1}{13}$	$\times \frac{1}{5}$
	H26年度	H27年度	H28年度	...	H36年度※2~																		
積立不足	1.0※1	$\times \frac{1}{25}$	$\times \frac{1}{24}$	$\times \frac{1}{23}$	$\times \frac{1}{15}$																		
	0.9	$\times \frac{1}{20}$	$\times \frac{1}{19}$	$\times \frac{1}{18}$	$\times \frac{1}{10}$																		
	0.8	$\times \frac{1}{15}$	$\times \frac{1}{14}$	$\times \frac{1}{13}$	$\times \frac{1}{5}$																		
<p>① 附則第35条第1項に、「当該設立事業所に使用される解散基金加入員等」とあるが、受給権者分も含めて残余財産をDBに交付できるという理解で良いか。</p> <p>② ①がYesの場合、受給権者には残余財産を分配し、加入員分のみDBに交付することは可能か。</p> <p>③ ①がYesの場合、附則第35条第2項に「残余財産の交付を受けたときは、当該交付金を原資として、規約に定めるところにより老齢給付金等の支給を行う」とあるが、DB規約において旧厚生年金基金規約に基づく受給権者の給付額の保証は不要であり、分配額を原資としてあらかじめ老齢給付金の額を規定する取扱いとなるのか。</p>	<p>受給権者についても残余財産をDBに交付することができる。また、加入員の残余財産のみDBに交付することも可能。詳細な手続き等については検討中。</p>																						

# 1-1. 厚生年金保険法等改正法内容

## ⑥ 解散・代行返上に関する事項について

照会・確認項目	内容
<p>特例解散は、特例解散の認可前に責任準備金基礎データの申請前突合を不一致が無くなるまで複数回実施する必要があり、特例解散の認可申請まで相当の時間が掛かっている。</p> <p>一方で代行返上は、代行返上の認可前に責任準備金基礎データの事前突合を1回実施すれば代行返上の認可申請が可能となっており、特例解散においても代行返上と同様に、責任準備金基礎データの申請前突合を1回実施すれば、特例解散の認可申請が可能としていただきたい。</p>	<p>特例解散については、企業年金連合会において、記録整理の仮完了(基金が管理する記録と国が管理する記録とを突合した結果不備がないこと)が認可申請の条件となっている。また、通知上、代行返上においても同様の扱いであるが、仮完了まで、連合会が確認をしていないため、照会のような事例が生じているものである。認可後は、国が代行部分を支給することとなるので、認可後の記録整理に時間がかかり、受給者が代行部分の支給を受けられないという事態を起ささないためにも、仮完了後に認可申請を行うこと。</p> <p>なお、現在行われている記録の突合が完了していれば、解散のための記録整理に時間を要することは考えられないので、記録の突合作業が完了していない基金については、速やかに突合作業を完了するようご協力願いたい。</p>
<p>被保険者記録整理において、被保険者記録(国の記録)と基金の記録が不一致となった場合、基金から地方厚生局宛てに不一致記録の照会を行う。当該照会の結果、国の記録が誤り(基金の記録が正)と基金に回答があった場合、国の記録は修正されるが、国の記録の修正に相当の時間が掛かり特例解散の事務処理スケジュールを遅らせることがある。国の記録が誤りと基金に回答があった時点で、国の記録は修正されたとみなして責任準備金基礎データの申請前突合を実施させていただきたい。</p>	<p>国の記録が「誤」となった場合の事務については、現在、連合会・年金機構と調整中。</p>
<p>解散計画・代行返上計画策定基金に係る施行日後5年以内の財政運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該計画に基づいた財政運営ができているかを検証</li> <li>・従来の継続基準・非継続基準に基づく財政検証は不要</li> </ul>
<p>解散等に係る労働組合の同意要件</p>	<p>現行は加入員の1/3以上で組織する労組がある場合は当該労組の同意(労組が複数ある場合は、その3/4以上の同意)が必要だが、労組の同意要件は変更しない。</p>
<p>解散計画及び代行返上計画提出先の平成26年4月の掛金変更対応</p>	<p>計画提出先については、平成25年3月31日を基準日とした財政計算(財政再計算又は財政検証抵触に伴う変更計算)に係る掛金対応は行わず、計画の実施に代えることができる。</p>

# 1-1. 厚生年金保険法等改正法内容

照会・確認項目	内容
解散計画・代行返上計画	<p>①施行後5年以内代行返上を行う基金は「代行返上計画」、解散を行う基金は「解散計画」を策定・提出可</p> <p>②計画策定にあたっては、代行返上・解散方針および計画内容について代議員会の議決は必要。事業主・加入員・労働組合の同意は不要</p> <p>③代行返上計画を提出した後、改正法施行後5年以内にそれを取り下げ、基金を存続することは可能</p>
解散計画及び代行返上計画の基準	<p>計画作成に当たっては、以下①②の基準をいずれも満たす必要がある。</p> <p>① 積立水準</p> <p>【代行割れでない基金】</p> <p>原則として、「最低責任準備金」「責任準備金」「最低積立基準額」のいずれかに対する積立水準が低下しないこと</p> <p>【代行割れ基金】</p> <p>次のいずれかを満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最低責任準備金に対する積立水準が低下しない</li> <li>・ 最低責任準備金から純資産額を控除した額が拡大しない</li> </ul> <p>② 掛金水準</p> <p>原則として、規約上の総掛金率が計画作成前と比較して低下しないこと</p>
解散計画及び代行返上計画の変更	<p>例えば以下のいずれかに該当し、計画上の積立目標の達成が困難と見込まれるに至った場合は、計画変更が求められる</p> <p>① 計画前提が著しく異なるに至った場合</p> <p>② その後の状況変化により財政悪化の方向へ乖離した場合</p> <p>③ 計画に基づく措置を講ずることが困難な状況が生じた場合</p> <p>④ 設立母体の経営状況に著しい変化が生じた場合</p>
解散方針議決済み基金の解散計画	<p>解散計画の提出は必須ではないが、未提出の場合には、原則的な財政運営基準(改正法施行後5年後も存続を目指す基金と同様)に基づく運営となる。</p> <p>【弊社見解】</p> <p>原則的な財政運営基準は非常に厳しいため、速やかな解散計画の提出が必要になると思われる。</p>

# 1-1. 厚生年金保険法等改正法内容

## ⑦ その他

照会・確認項目	内容
<p>指定基金に関する条文(改正前厚生年金保険法第178条の2)が効力を有する条文に含まれていないが、施行日からでなく法案成立時に遡及して四半期報告等の対応を不要としていただきたい。</p>	<p>代行資産保全の観点から認められない。なお、代行資産保全の観点から、今後、全基金に対し、モニタリングをする。</p>
<p>同意要件が3/4から2/3に緩和されている項目について、当該緩和が適用されるのは以下のいずれか。</p> <p>① 施行日以降の認可 ② 施行日以降の申請 ③ 施行日以降の同意書回収</p>	<p>② 施行日以降の申請</p>
<p>基金の業務概況の周知範囲が「加入員」に加え、「受給者および待期者」が追加となっているが、基金のホームページにて業務概況を公表し、受給者および待期者が閲覧できる環境を構築している場合には、周知していると判断して良いか。</p>	<p>良い。</p>
<p>上乗せ給付が停止された場合、</p> <p>① 翌月から支給停止の対象となる部分は、国の受給権の有無にかかわらず、基金規約に基づく加算部分の給付および基本部分の上乗せ相当(薄皮部分)という理解で良いか。</p> <p>② 翌月から支給停止とは、例のとおり翌月分から支給停止するとの理解で良いか。</p> <p>(例)平成26年5月申請の場合は、翌月の6月分から代行部分以外の支給を停止するため、平成26年8月1日支払から代行部分以外の支給を停止して給付</p>	<p>① 実務的な部分も含めて検討中。 ② 良い。</p>
<p>① 現在の将来返上後の連合会移換は、基本プラスアルファ部分(薄皮部分)と脱退一時金相当額を併せて連合会に移換しているが、法改正後の連合会移換は脱退一時金相当額のみ移換するとの理解で良いか。</p> <p>② ①がYesの場合について、法施行が平成26年4月1日と仮定したとき、平成26年3月15日申出分(4月移換)まで従前の連合会移換であり、平成26年4月15日申出分(5月移換)から脱退一時金相当額のみ移換との理解で良いか。</p>	<p>良い。</p>
<p>法施行前に解散(又は特例解散)認可申請中の基金については、法施行日時点での規約変更は不要という理解で良いか。</p>	<p>良い。</p>

# 1-1. 厚生年金保険法等改正法内容

照会・確認項目	内容
給付減額に係る緩和措置	①理由要件緩和は行わない ②受給者減額時の特例一時金を選択する権利廃止は困難
非継続基準に抵触した場合の追加拠出の計算方法	改正法施行5年後以降においても、積立比率に応じた方法による特例掛金の拠出のほか、積立水準を計画的に回復する方法による特例掛金の拠出を実施可能とすることを検討中(回復計画の復活)
改正法施行に際しての掛金引上げの猶予措置	掛金引上げの猶予措置を行う予定は無し
連合会移換者に係る基金規約の取扱い	改正法施行後は、基本部分を連合会へ移換できなくなるため、基金規約に定める連合会移換者について変更が必要
連合会の支払保証事業	①連合会に「支払保証事業のあり方に関する検討会」を設置し、今後の取扱いについて検討する。 ②平成25年度に係る支払保証事業の拠出金は徴収しないことを連合会の理事会・評議員会で決定
① 最低責任準備金の前納できる額については、その後の給付に必要な資金が確実に確保できるような基準を設けていただきたい。 ② ①の基準を満たす額を前納した場合であっても、選択一時金の想定以上の増加等により給付の見込みが増加し積立金が枯渇する可能性が考えられる。このようなケースを想定し、前納した額の返還の仕組みを設けていただきたい。	①前納する額は、最低責任準備金から、その後の給付に必要な資金を控除した額を上限とする。 ②未回答
①自主解散型基金について、附則第11条第1項の認定の申請および附則第12条第1項の承認の申請のいずれも行わない場合であっても、上乘せ給付の支給を停止することは可能か。 ②①がYesの場合、当該基金が将来返上または代行資産の前納を行った時点から支給停止することも可能か。	未回答
最低積立基準額算定に用いる利率に乗じる係数廃止	①適用時期⇒施行日後5年以降 ②変更理由 ⇒最低積立基準額が存続基準となるため、全基金一律の利率の適用が必要 ※ DBIについての係数廃止は検討していない。
DBIに係る掛金拠出の見直し	DBの財政検証(非継続基準)の抵触に伴う掛金拠出について、積立比率に応じた掛金を拠出する場合には、決算翌年度以内に拠出可能とすることを検討中



## 1-2. 解散関連の改正通知・事務連絡発出

- 改正通知・事務連絡※が発出された。

※ 平成25年9月18日年発0918第2号(平成9年3月31日付年発1682号の一部改正)  
平成25年9月18日年発0918第3号(平成23年8月10日付年発0810第8号の一部改正)  
平成25年9月18日年企発0918第1号  
(平成15年5月30日付年企発0530001号・年運発第0530001号の一部改正)  
平成25年9月18日年企発0918第2号  
平成25年9月18日事務連絡

### 平成25年9月18日付改正通知のポイント

- ◆ 解散に係る理由要件(母体企業の経営悪化等)の撤廃
- ◆ 解散に係る事前手続き要件の見直し  
全事業主の2/3以上の同意が必要(現行3/4以上)  
全加入員の2/3以上の同意が必要(現行3/4以上)
- ◆ 従前の「解散事前協議書」を廃止し、「解散方針議決報告書」を定める

### 平成25年9月18日付事務連絡の内容

代行返上(将来返上)の認可を受けた後に解散の認可申請を行う場合には、代行返上の認可申請の際に将来解散する旨の事業主、加入員、労働組合の同意を併せて得ていれば、当該同意は解散の認可等の申請においても有効としてよいとされ、その場合の具体的な取扱が示された。

～以下は、解散認可申請時における取扱い～

#### 1. 事業主の同意

- ①将来返上認可申請時から解散認可申請時まで事業所数及び事業主に変更がない場合  
→将来返上認可申請時の同意書が有効(添付不要)
- ②将来返上認可申請時から解散認可申請時まで事業所数及び事業主に変更がある場合  
→将来返上認可申請時の同意書のうち、減少事業所分及び事業主変更分に係る同意書は無効  
残りの有効同意事業所数が解散認可申請時の事業所総数の2/3以上であれば、新規事業所の同意書は添付省略可能  
2/3未満であれば、2/3以上になるように新規事業所の同意を得た上で、当該同意書の添付要

# 1-2. 解散関連の改正通知・事務連絡発出

## 2. 加入員の同意

① 将来返上申請時に加入員の個々の同意を得ている場合

→ 将来返上認可申請時の同意加入員数から解散認可申請時まで資格喪失した者及び非同意に意向が変わった者を控除した残りの有効同意加入員数が、解散認可申請時<sup>※1</sup>の加入員総数の2/3以上であれば、同意書は添付不要

2/3未満であれば、2/3以上になるように解散認可申請時まで資格取得した者及び将来返上認可申請時に非同意であった者の同意を得た上で、当該新たに同意した加入員の同意書の添付要

※1 解散認可申請に係る代議員会の議決前1月以内

② 将来返上申請時に加入員の個々の同意を得ていなかった場合<sup>※2</sup>

→ 解散に当たっては、加入員の個々の同意を労働組合の同意に代えることはできないことから、改めて加入員の同意を得る必要あり

※2 加入員の2/3を超える者で組織する労働組合の同意を得ていた場合又は労働組合の組合員数及びその他の加入員数の合計が2/3以上となるように同意を得ていた場合

## 3. 労働組合の同意

将来返上認可申請時の労働組合の同意書が有効(添付不要)

新たに1/3以上の組織率で組織された労働組合がある場合は、当該労働組合の同意書の添付要  
なお、上記方法によらず、将来返上認可申請時と同様の方法で再度同意を取ることも可能。

## 2. 社会保障国民会議

---



## 2-1. 社会保障国民会議の最終報告書案

- 年金分野については、秋以降、社会保障審議会等の場で検討。

～以下、メールマガジン「社会保障国民会議の最終報告書案」転載～

8月3日(土)の日経新聞(3面)や主要紙で、第19回の社会保障制度改革国民会議の様子が報道されています。会議では、3分野(少子化、医療・介護、年金)について、最終報告書の各論部分の議論が行われました。

最終報告書案(年金分野)の概要は、以下のとおりです。

### (1) マクロ経済スライドの見直し

「デフレ下での実施を検討することが必要」とし、今後の公的年金の水準低下に対し、「私的年金での対応への支援も含めた検討が必要」としています。

### (2) 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大

昨年の一斉改革関連法成立により、平成28年10月から一定の条件(従業員501人以上の企業など、対象者数は約25万人)のもと厚生年金や健康保険への適用拡大が決まっています。法附則で「3年以内に(適用拡大の)検討を加える」としており、報告書案では、「拡大の検討を継続することが重要」としています。今後企業規模の要件が下がっていくと考えられます。

### (3) 高齢期の就労と年金受給のあり方

年金支給開始年齢の引き上げは、現在(厚生年金・報酬比例部分の)引き上げ中のため、中長期課題としていますが、雇用との接続などの検討が必要なため、「検討作業は速やかに開始する必要がある」としています。

### (4) 高所得者の年金給付の見直し

昨年の一斉改革関連法案で給付見直しが提案されましたが、今後の検討として、先送りされました。国民会議では、この給付による調整の他に、税制や保険料等での負担増、標準報酬上限見直しなどの検討をすべきとしています。さらに公的年金等控除の見直しを行うべきとしています。

8月5日(月)の第20回会議で最終報告書がまとめられ、6日(火)に安倍首相に提出されました。その後は、改革スケジュールを定めたプログラム法案を秋の臨時国会に提出する方針と報じられています。ただ、年金分野については、具体性に乏しく、秋以降、社会保障審議会等の場で検討されると思われます。

## 2-2. 社会保障プログラム法案を閣議決定

- 公的年金制度では、基礎年金の国庫負担割合の2分の1への恒久的引上げや老齢基礎年金の受給資格期間の短縮などを着実に実施すること等が盛り込まれている。

～以下、メールマガジン「社会保障プログラム法案を閣議決定」転載～

8月22日の朝刊各紙には、社会保障プログラム法案の記事が一斉に採り上げられていました。

プログラム法案は、今後の社会保障制度改革の全体像や進め方を明らかにするもので、8月21日の閣議でその骨子が決定され、次期臨時国会の冒頭に法案が提出されることになりました。

公的年金制度に関しては基礎年金の国庫負担割合の2分の1への恒久的引上げや老齢基礎年金の受給資格期間の短縮などを着実に実施するとともに、以下に掲げる事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるとしています。具体的には

- (1) マクロ経済スライドに基づく年金給付の額の改定の在り方
- (2) 短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の拡大
- (3) 高齢期における職業生活の多様性に応じ、一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方
- (4) 高所得者の年金給付の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し
- (5) その他、必要に応じ行う見直し

新聞紙上では支給開始年齢の引上げあるいは高齢者の雇用確保と合わせた支給開始年齢の見直しなどが検討されると記載されています。ただ、上記のとおり、閣議決定された骨子の本文においては支給開始年齢の引上げあるいは見直しについての直接的な記載はありません。極めてマイルドな表現ですが、(3)で支給開始年齢の引上げを示唆しています。

また、改革推進体制という項目では、「中長期的に受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度を確立するための改革を総合的かつ集中的に推進するために必要な体制を整備する」としています。8月22日あるいは8月21日の紙面で各紙が、中長期的な課題を話し合うための新たな有識者会議を作る案が浮上していることを報じていますが、その裏付けとなるものと考えられます。

### 3. 平成24年度の厚年本体利回り(確定値)

---



### 3. 平成24年度の厚年本体利回り(確定値)

- 平成24年度の厚年本体利回りは 9.57%

- 厚年本体利回りが基金財政運営に与える影響は以下の3点

- ①最低責任準備金調整額の算出に用いる利率(平成24年度分)
- ②回復計画上の最低責任準備金の付利率(平成26年1月以降分)
- ③期ズレありの最低責任準備金の算出に用いる利率(平成26年分)

#### 影響① 最低責任準備金調整額の算出に用いる利率

- 最低責任準備金調整額の算出に用いる厚年本体利回りは、平成23年度は2.17%、平成24年度は9.57%(今回確定)。

- 最低責任準備金調整額 = 当年度末最低責任準備金

$$\begin{aligned} & \times [(1 + \text{前年度の厚年本体利回り})^{(9/12)} \\ & \times (1 + \text{当年度の厚年本体利回り}) / 1.0723 - 1 ] \\ = & \text{H24年度末最低責任準備金} \\ & \times [ 1.0217^{(9/12)} \times 1.0957 / 1.0723 - 1 ] \\ = & \text{H24年度末最低責任準備金} \times 0.038408 \end{aligned}$$

### 3. 平成24年度の厚年本体利回り(確定値)

#### 影響② 回復計画上の最低責任準備金の付利率

- 回復計画上の最低責任準備金の付利率は、1年9ヶ月の期ズレを反映した「厚生年金本体の財政検証における運用利回り前提」を使用。なお、厚年本体利回りの実績が確定している期間については、実績を使用。
- 平成24年度決算における回復計画では、平成25年4月～12月は2.17%、平成26年1月～12月は9.57%(今回確定)、平成27年以降は2.23%～4.10%となる。

年度(4月～翌年3月)	25	26	27	28	29	30	31	32～
厚年本体の財政検証における運用利回り前提(%)	2.23	2.57	2.91	3.39	3.65	3.85	4.00	4.10

1年9ヶ月の期ズレ

年(1月～12月)	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34～
回復計画上の最低責任準備金の付利率(%)	2.17	9.57	2.23	2.57	2.91	3.39	3.65	3.85	4.00	4.10

平成25年4月～12月、平成26年1月～12月は、実績を使用

#### 影響③ 期ズレありの最低責任準備金の算出に用いる利率

- 期ズレありの最低責任準備金の平成26年1月～12月に適用される利率は、9.57%に基づき、別途告示される予定(例年12月下旬)。



## 4. 平成24年度決算の積立状況等

---

## 4-1. 平成24年度決算の積立状況

- ・ 継続基準、非継続基準ともに抵触した基金数は78基金
- ・ 総合75基金、単連3基金

### 【集計】積立状況の分布表

113基金(総合型104基金、単独・連合型9基金)の集計

全体		件数 (割合)		
継続基準 非継続基準	充足	抵触		合計
		掛金の見直し不要	掛金の見直し要	
充足	14 (12.4%)	4 (3.5%)	0 (0.0%)	18 (15.9%)
抵触	17 (15.0%)	55 (48.7%)	23 (20.4%)	95 (84.1%)
合計	31 (27.4%)	59 (52.2%)	23 (20.4%)	113 (100.0%)

総合設立		件数 (割合)		
継続基準 非継続基準	充足	抵触		合計
		掛金の見直し不要	掛金の見直し要	
充足	11 (10.6%)	3 (2.9%)	0 (0.0%)	14 (13.5%)
抵触	15 (14.4%)	54 (51.9%)	21 (20.2%)	90 (86.5%)
合計	26 (25.0%)	57 (54.8%)	21 (20.2%)	104 (100.0%)

単独・連合設立		件数 (割合)		
継続基準 非継続基準	充足	抵触		合計
		掛金の見直し不要	掛金の見直し要	
充足	3 (33.3%)	1 (11.1%)	0 (0.0%)	4 (44.4%)
抵触	2 (22.2%)	1 (11.1%)	2 (22.2%)	5 (55.6%)
合計	5 (55.6%)	2 (22.2%)	2 (22.2%)	9 (100.0%)

## 4-2. 継続基準

- 継続基準の積立水準の平均は1.07(前年1.02)
- 継続基準に抵触し、掛金の見直しが必要な基金は全体の20% (同39%)

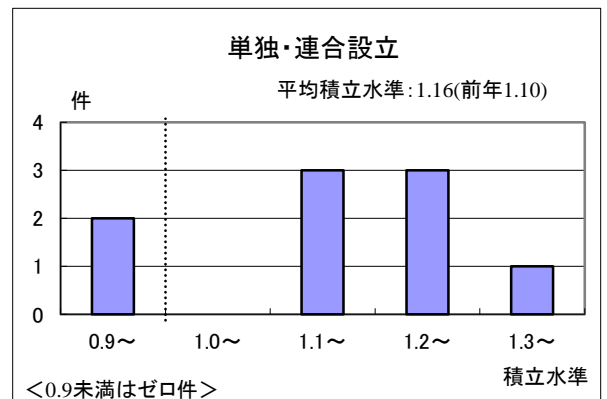
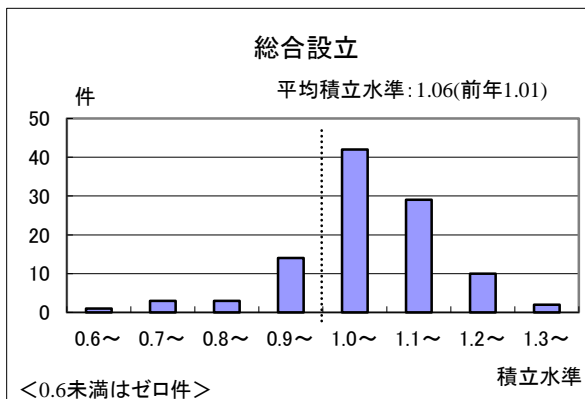
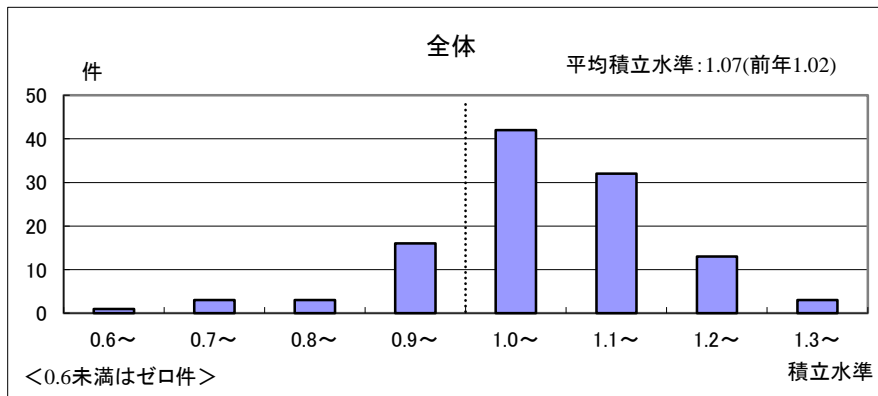
### 1. 継続基準の積立水準分布

113基金(総合型104基金、単独・連合型9基金)の集計

継続基準の積立水準 = (数理上資産額 + 許容繰越不足金) ÷ 責任準備金

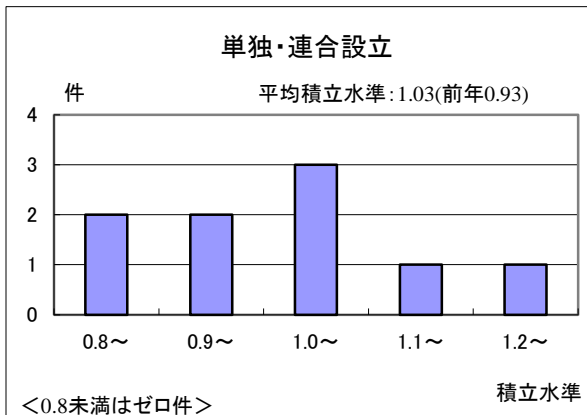
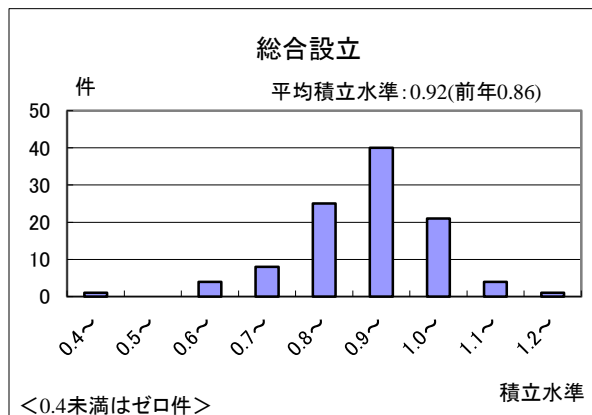
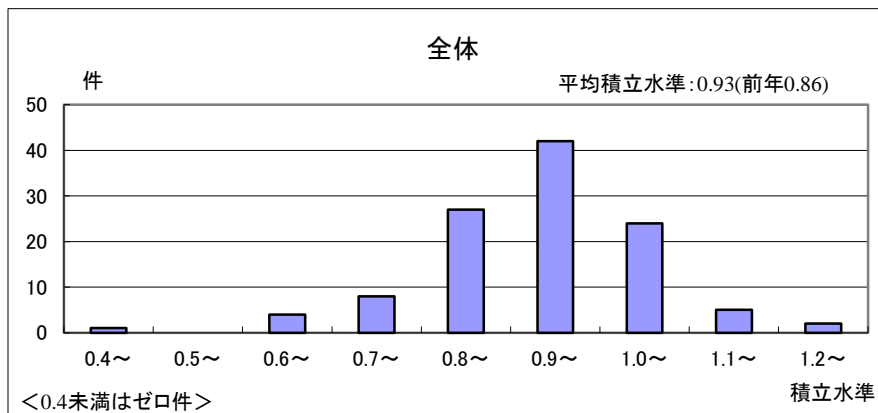
⇒ 1.0未満の場合は責任準備金確保のための変更計算の実施が必要

ただし、純資産が責任準備金より大きい場合は不要



## 4-2. 継続基準

【ご参考】純資産/責任準備金



## 4-3. 非継続基準

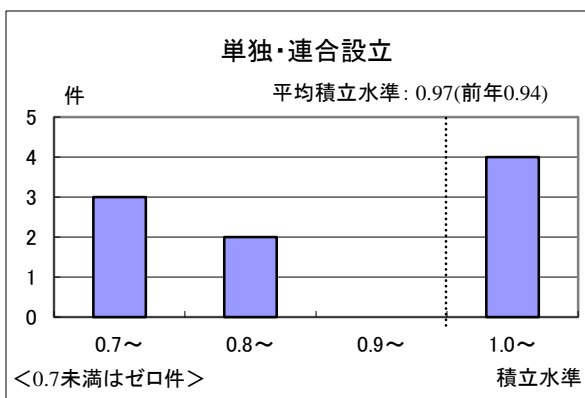
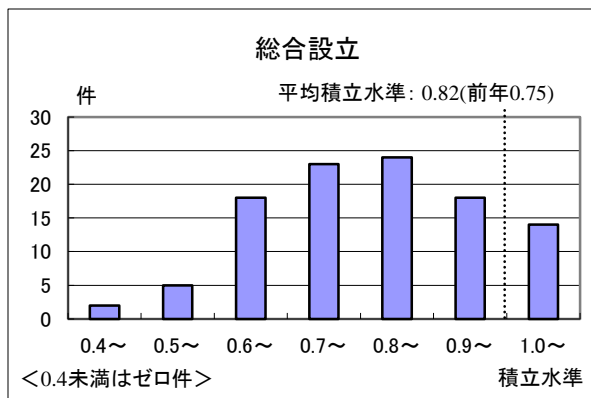
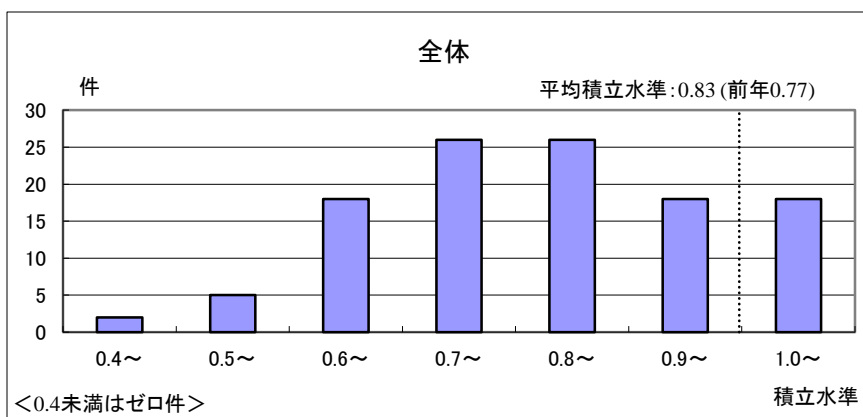
- 非継続基準の積立水準の平均は0.83(前年0.77)
- 非継続基準に抵触した基金は全体の84%(同89%)

### 2. 非継続基準の積立水準分布

113基金(総合型104基金、単独・連合型9基金)の集計

非継続基準の積立水準 = 純資産額 ÷ Max(最低積立基準額 × 0.92、最低責任準備金 × 1.05)

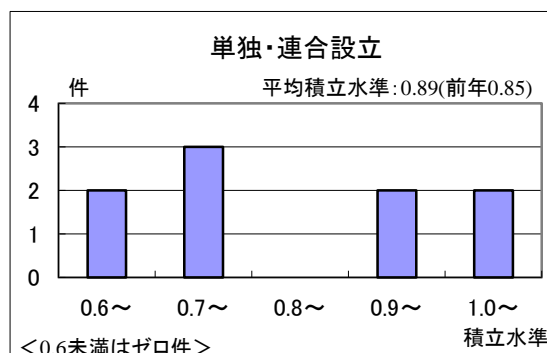
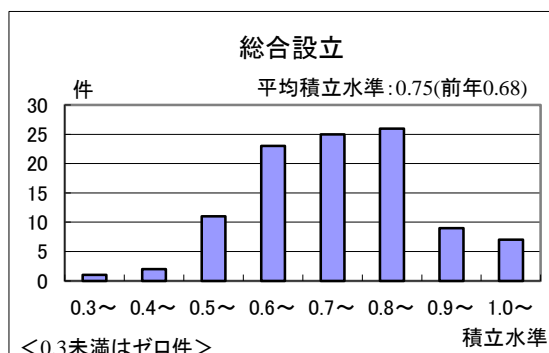
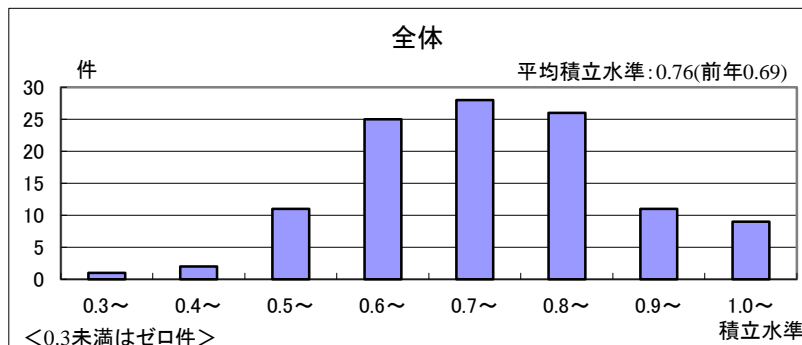
⇒ 当該積立水準が1.0未満の場合が非継続基準に抵触※



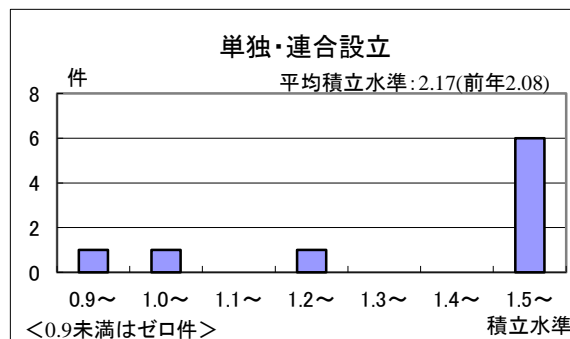
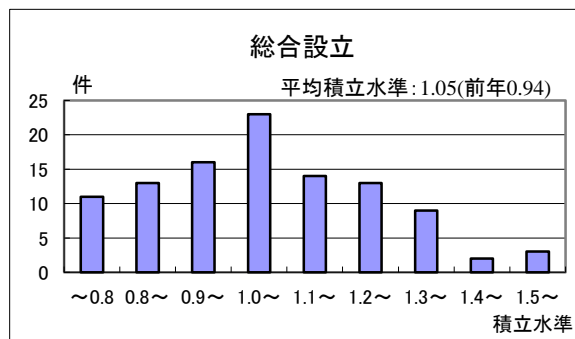
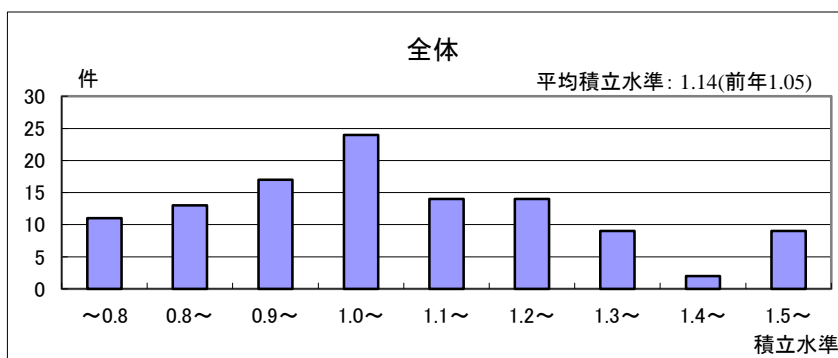
※ 詳細は32頁「ご参考③」をご参照

# 4-3. 非継続基準

## ご参考① 純資産／最低積立基準額



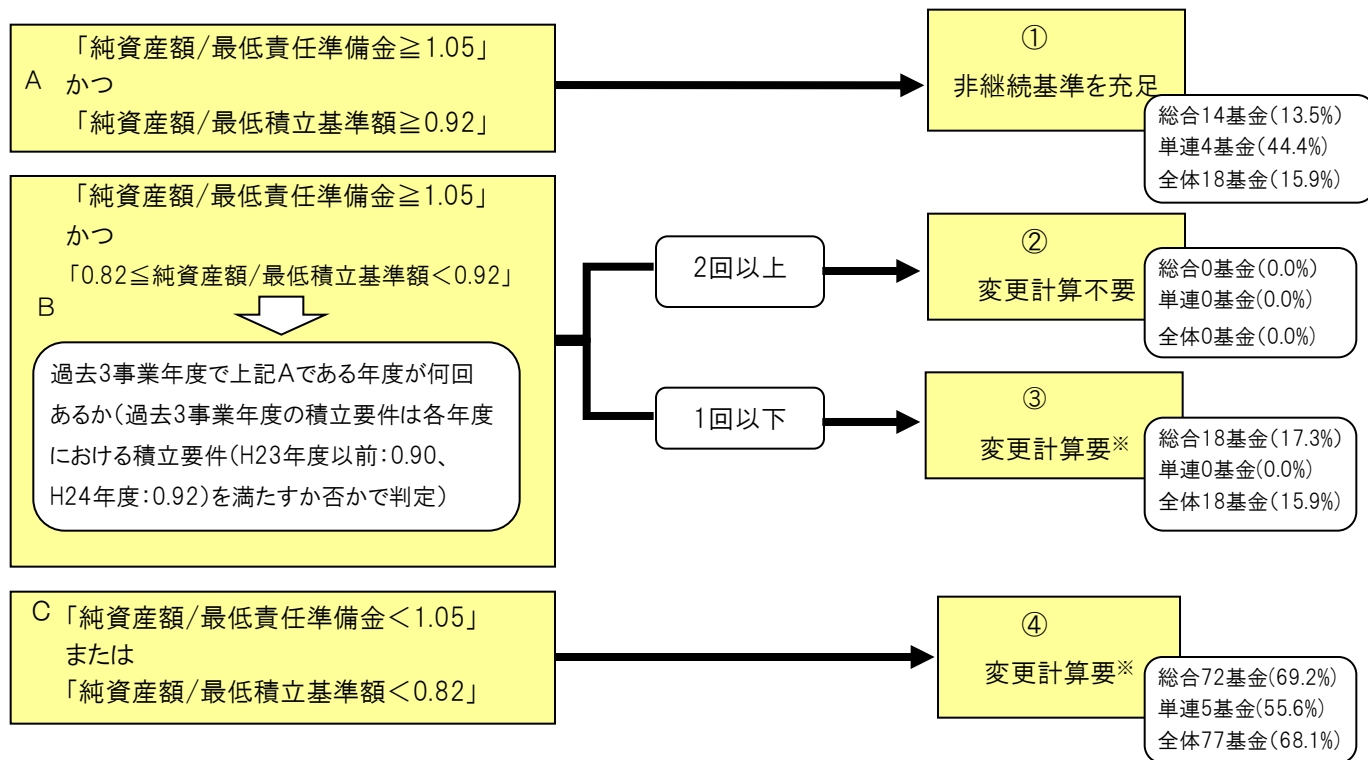
## ご参考② 純資産／最低責任準備金



# 4-3. 非継続基準

## ご参考③ 非継続基準の判定

(財政運営基準第四1(3)カ(ア))



※既に回復計画を実施しており、現行回復計画で積立水準が回復する場合は変更計算不要。

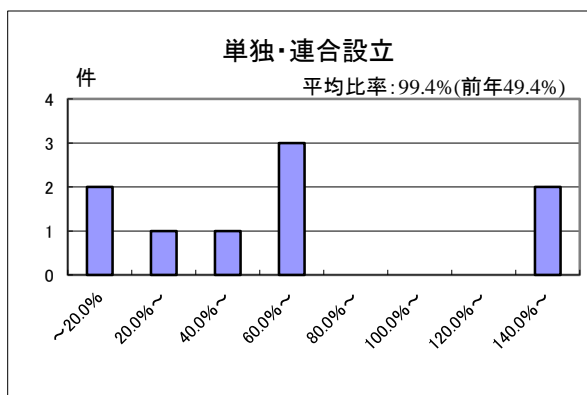
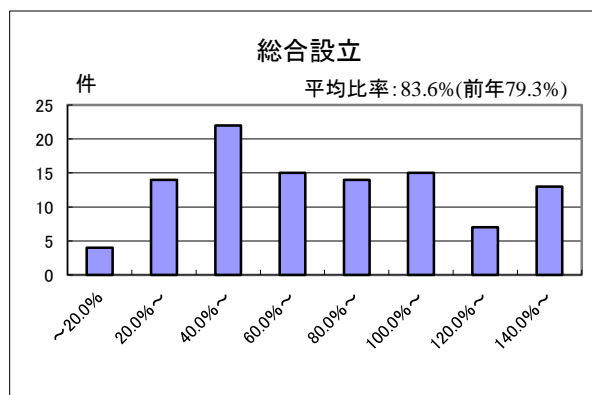
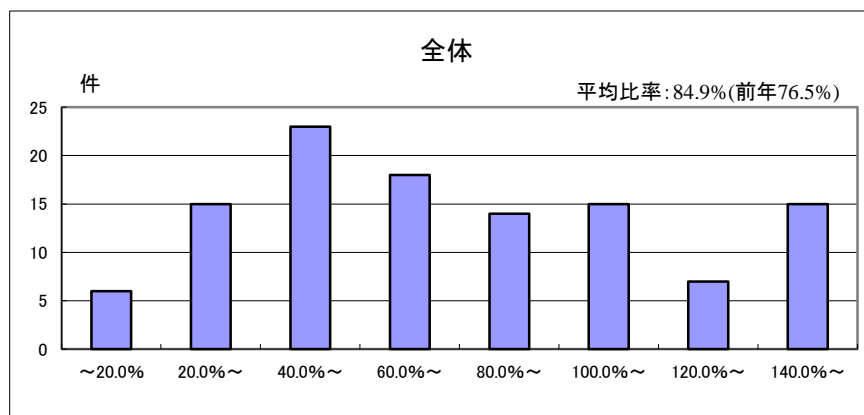
## 4-4. 成熟度に関する指標

- 成熟度の平均は、受給者ベースで84.9%(前年76.5%)
- 設立形態別では、単独・連合設立が99.4%(同49.4%)と、総合設立の83.6%(同79.3%)を上回っている。

### ①受給者／加入者

113基金(総合型104基金、単独・連合型9基金)の集計

基本部分の受給者(受給待期脱退者を含まない)数／基本部分の加入者数



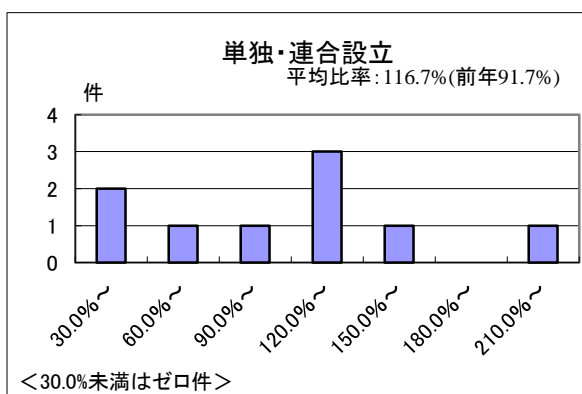
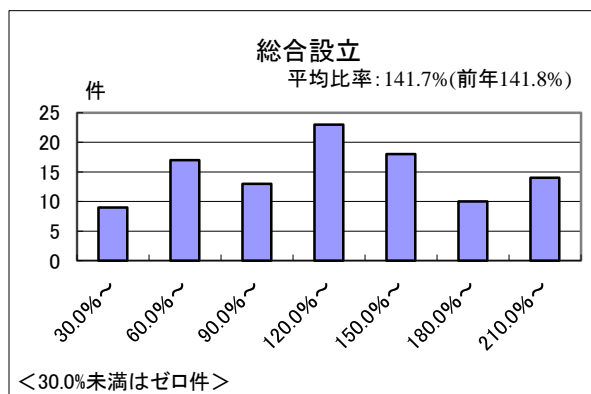
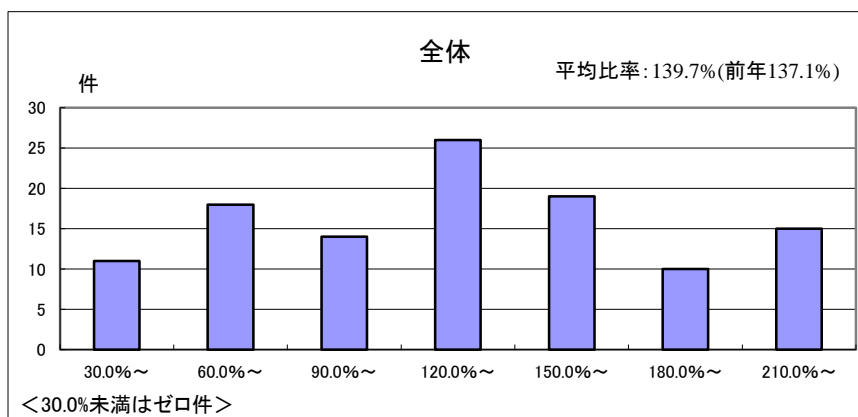


## 4-4. 成熟度に関する指標

- 成熟度の平均は、給付額ベース139.7%(前年137.1%)
- 設立形態別では、総合設立が141.7%(同141.8%)であり、単独・連合設立の116.7%(同91.7%)を上回っている。

### ②給付額／掛金額

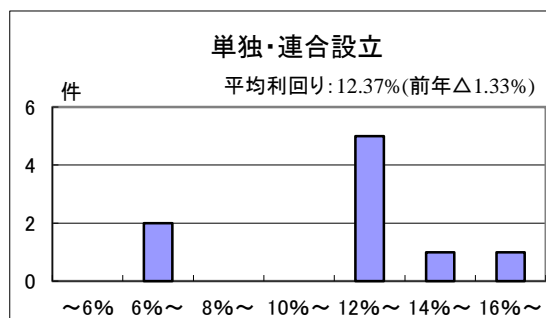
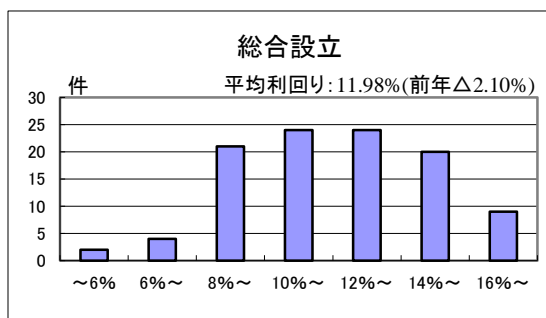
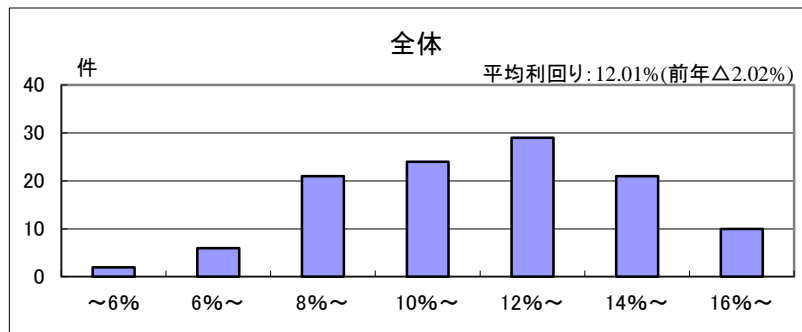
(給付費＋移換金)／掛金額(掛金等収入のうち標準掛金額と特別掛金額)



## 4-5. その他の指標

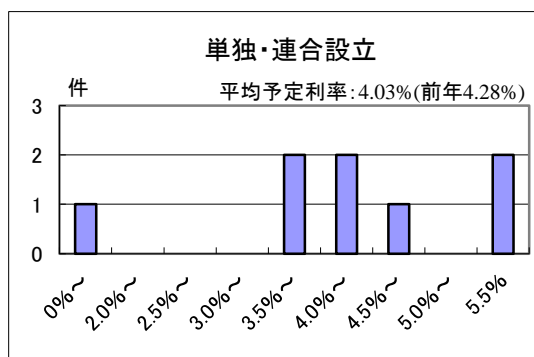
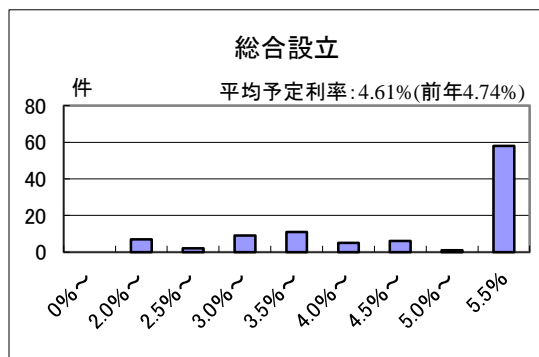
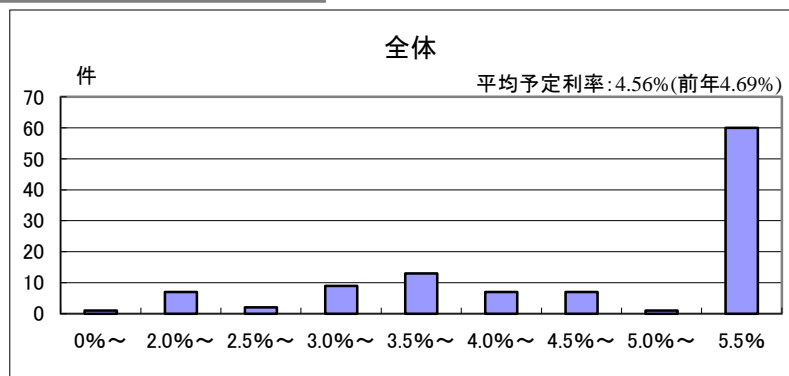
### ①運用実績(時価ベース利回り)

113基金(総合型104基金、単独・連合型9基金)の集計



### ②加算部分の予定利率(継続基準)

加算型基金107基金(総合型99基金、単独・連合型8基金)の集計



## 4-5. その他の指標

### ③指定基金の状況

113基金(総合型104基金、単独・連合型9基金)の集計

総合設立		件数		(割合)		
指定基金以外の基金	指定されない	75	(72.1%)	指定される	1	(1.0%)
	指定が解除される	7	(6.7%)	指定が解除されない	21	(20.2%)

単独・連合設立		件数		(割合)		
指定基金以外の基金	指定されない	9	(100.0%)	指定される	0	(0.0%)
	指定が解除される	0	(0.0%)	指定が解除されない	0	(0.0%)

全体		件数		(割合)		
指定基金以外の基金	指定されない	84	(74.3%)	指定される	1	(0.9%)
	指定が解除される	7	(6.2%)	指定が解除されない	21	(18.6%)

平成22～24年度の3事業年度が全て「純資産額<最低責任準備金×0.9」の場合、または平成24年度において「純資産額<最低責任準備金×0.8」の場合に指定基金に指定される。

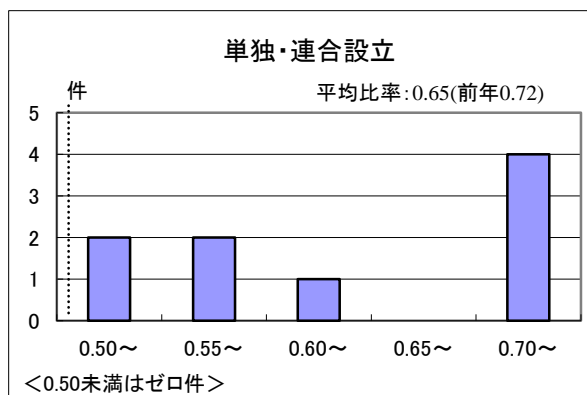
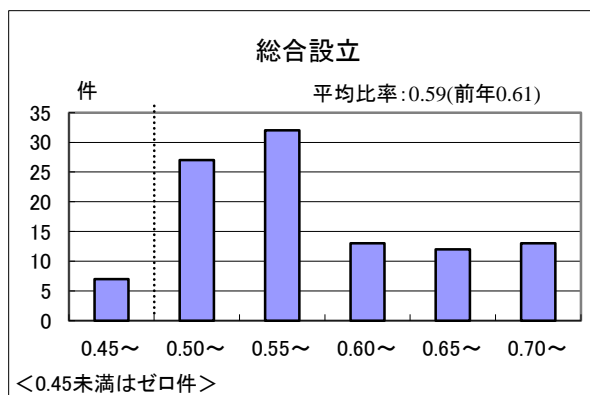
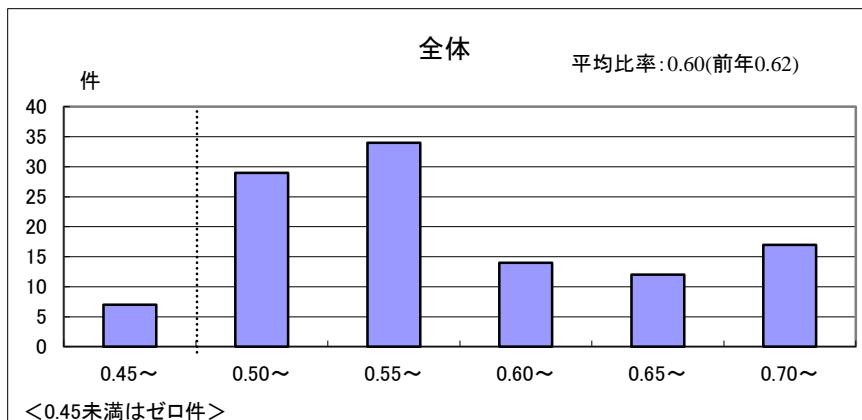
ただし、平成25年度より指定基金制度が廃止される見込みのため、平成24年度の指定も行われない見込み。

## 4-5. その他の指標

### ④最低責任準備金／過去期間代行給付現価

113基金(総合型104基金、単独・連合型9基金)の集計

最低責任準備金が過去期間代行給付現価の1/2を下回った場合、  
政府が負担金(給付現価負担金)を交付



### ⑤資産評価方法

113基金(総合型104基金、単独・連合型9基金)の集計

	件数		(割合)
	時価評価	数理的評価	合計
総合設立	89 (85.6%)	15 (14.4%)	104 (100.0%)
単独・連合設立	8 (88.9%)	1 (11.1%)	9 (100.0%)
合計	97 (85.8%)	16 (14.2%)	113 (100.0%)

## 5. 企業年金部会の設置

---

## 5. 企業年金部会の設置

- 企業年金部会では、厚生年金基金の特例解散の認定要件、第三者委員会の設置、企業年金制度全般の在り方について議論を行う予定。

～以下、メールマガジン「企業年金部会の設置について」転載～

9月25日、厚生労働省の第26回社会保障審議会が開催され、「企業年金部会」を設置することが決められました。

本年秋季に企業年金部会が設置され、月1回程度の部会が開催される予定です。

企業年金部会においては、まずは、平成26年4月に施行が予定されている厚生年金基金制度の見直しに関する「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」に関して

- ・厚生年金基金の特例解散の認定要件
- ・第三者委員会の設置

等の詳細について議論を行い、あわせて

- ・企業年金制度全般の在り方

等についても議論を開始することが予定されています。

現時点では、企業年金部会の構成メンバーや具体的な設置の日時は明らかになっていません。

## 6. 上場企業の退職給付会計数値の集計結果

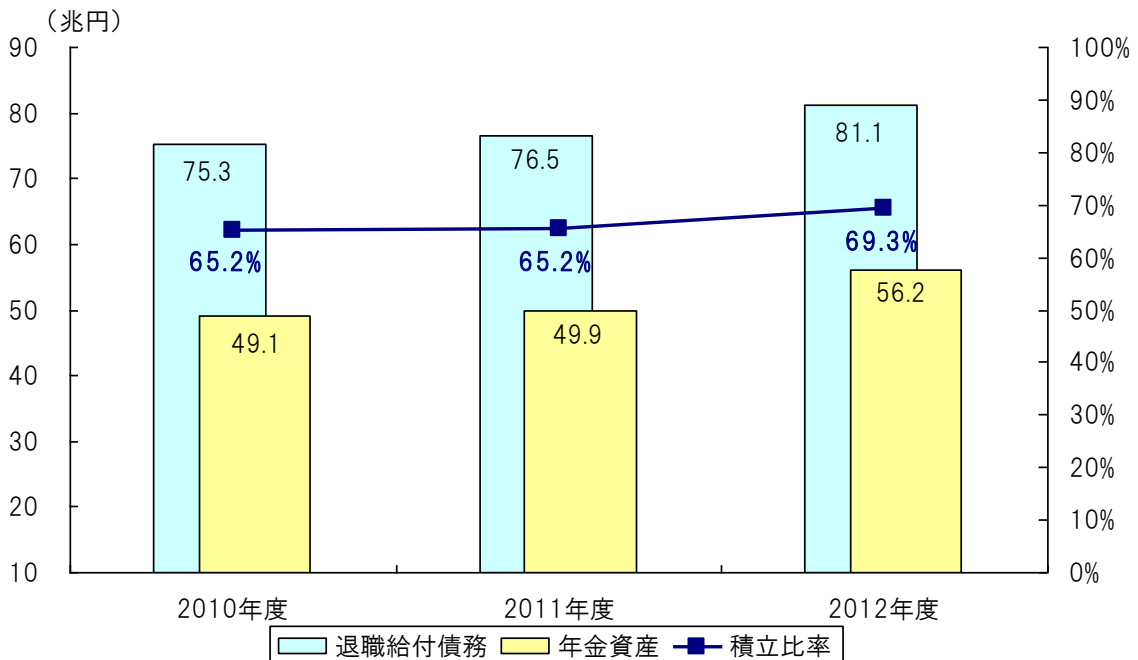
---

## 6. 上場企業の退職給付会計数値の集計結果(2012年度)

- 積立比率は69.3%と前年度より4.0ポイント向上。
- 退職給付費用は前年度比ほぼ横ばい。
- 当年度発生した数理計算上の差異は小幅の差益。

### 積立比率

- 積立比率(年金資産/退職給付債務)は69.3%と、前年度(65.3%)より4.0ポイント向上。退職給付債務は前年度比6.0%増加したが、年金資産が同12.5%の大幅増となったため。



(出所)日本経済新聞デジタルメディア社データを基に弊社作成(次頁以降、同じ)



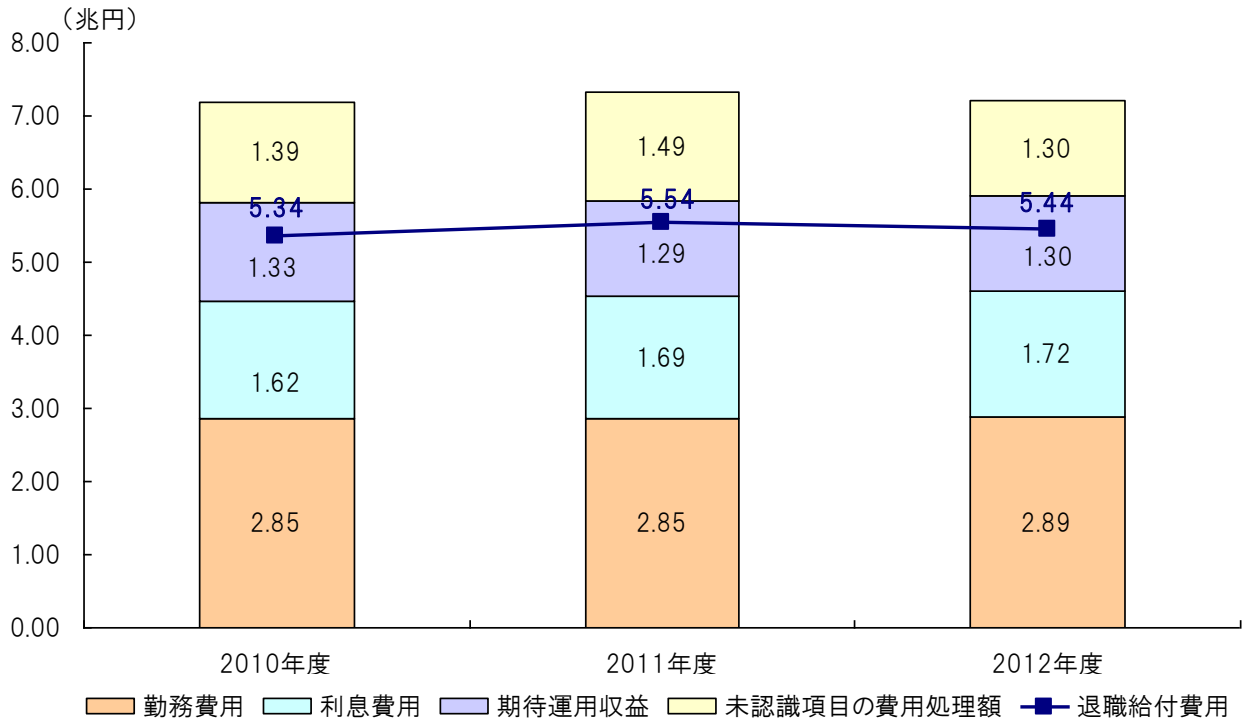
## 6. 上場企業の退職給付会計数値の集計結果(2012年度)

### 退職給付費用

- 退職給付費用は前年度比1.8%減少。

前年度からの変動の特徴は以下のとおり。

- ①未認識項目の費用処理額は前年比12.7%の減少
- ②DC掛金の増加※



※DC掛金は合計3,700億円(前年度は3,300億円)。ただし、DC実施企業でDC掛金を別表示していない企業がある(退職給付費用の内訳でその他費用は前年度8,000億円⇒9,200億円)。

### 当年度発生した数理計算上の差異

- 当年度発生した数理計算上の差異は△0.33兆円(利益)と推計される。  
 当年度末数理計算上の差異－(前年度末数理計算上の差異－当期処理額)  
 $= 12.03 \text{兆円} - (14.00 \text{兆円} - 1.64 \text{兆円}) = \Delta 0.33 \text{兆円}$
- 年金資産は大幅増加となったが、数理計算上の差異(利益)の発生額は相対的に少ない。これは割引率を引き下げたことにより、退職給付債務に関する数理計算上の差異(損失)も増加しているためと考えられる。

## 6. 上場企業の退職給付会計数値の集計結果(2012年度)

### 即時認識の影響

- ・ 今回の集計結果を基に退職給付会計の改正基準(未認識項目の即時認識)を適用した場合の影響を推計<sup>※</sup>した。
  - ・ 自己資本は実績値に比べ1.5%減少
  - ・ 自己資本比率は0.5ポイント低下し、29.5%

※上場企業2,953社のうち、米国基準、国際会計基準の適用企業及び銀行を除いた企業で集計。

#### 【即時認識が行われた場合の自己資本に与える影響(試算)】

(単位:兆円)

	2012年度実績	即時認識後数値	変化率
未認識項目残高	4.75	4.75	—
自己資本	207.8	204.7	△1.5%
総資産	693.2	694.9	0.2%
自己資本比率	30.0%	29.5%	△0.5

(注1)未認識項目(未認識数理計算上の差異等)の残高(4.75兆円)について税率35%として税効果を勘案している。4.75兆円の65%相当額(4.75兆円×0.65=3.09兆円)を自己資本から控除し、繰延税金資産(4.75兆円×0.35=1.66兆円)を総資産に加算。

(注2)未認識項目は貸借対照表に即時認識されても、損益計算書で認識されるまでは残高は増減しないため、即時認識時点では残高は変化しない。

## 7. 平成25年7月～平成25年9月の年金ニュース

---



## 7. 平成25年4月～平成25年6月の年金ニュース

	年金ニュース	事業 運営	財政・ 掛金	給付	その他
平成25年7月	・厚年本体の平成24年度運用実績(弊社推計値)について② No.337		○		
	・厚生年金保険法等改正法に係る行政確認事項 No.338		○		
	・厚年基金の平成24年度(H25.3末)決算の積立状況等 No.339		○		
	・平成25年度企業年金制度改正ブロック説明会(関東信越地区)の開催 No.340		○		
平成25年8月	・上場企業の退職給付会計数値の集計結果(2012年度)について No.341				○
	・平成24年度の厚年本体利回り(確定値):9.57% No.342		○		
	・厚年基金の平成24年度(H25.3末)決算の積立状況等～確報～ No.343		○		
	・厚生年金保険法等の改正に関するFAQの追加 No.344		○		
平成25年9月	・厚生年金保険法等の改正に関する信託・生保協会へのFAQ提示 No.345		○		
	・解散関連の改正通知・事務連絡発出について No.346		○		

## 8. 本資料関連の平成25年7月～平成25年9月の年金メールマガジン

---



## 8. 本資料関連の平成25年7月～平成25年9月の年金メールマガジン

	年金メールマガジン	事業 運営	財政・ 掛金	給付	その他
平成25年7月	・2012年度決算にみる“ねじれ”現象				(○)
	・国会版社会保障国民会議の最終取りまとめ		○		
	・社会保障国民会議の報告書議論		○		
平成25年8月	・社会保障国民会議の報告書骨子案		○		
	・社会保障国民会議の最終報告書案		○		
	・退職給付会計早期適用企業の状況				(○)
	・社会保障プログラム法案を閣議決定		○		
平成25年9月	・IFRSのエンドースメント作業がスタート				(○)
	・IFRSのエンドースメントに関する作業部会(第2回)の概要				(○)
	・企業年金部会の設置について		○		

※ ( )は本資料に関連しない事項です。

- 
- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。
  - 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。
  - 当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

本資料に関するお問い合わせ先  
三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部  
03-6214-6368  
(受付時間:9:00~17:00(土日・祝日除く))